

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき市長公室を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月5日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和4年4月28日から同年10月4日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

市長公室を対象とする。ただし、工事監査は、財政局(公共建築課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

令和3年度。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	広聴広報課
(2) 委託料の支出に関する事務	政策課 みんなのSDGs推進課 広聴広報課
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	政策課 DX推進課 基地対策課
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	DX推進課 基地対策課 観光・シティプロモーション課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(2) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	① 算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

ア 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、報告書、納品書、請求書、支出命令書 等

イ 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、報告書、業務完了報告書、請求書、支出命令書 等

ウ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、支出命令書、請求書 等

エ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、支出命令書、実績報告書、額確定通知書、精算命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

広聴広報課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第1期：市長公室)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

ア 広聴広報課の需用費(印刷製本費)の支出に関する事務を調査したところ、広報さがみはら印刷の一般競争入札に係る予定価格の設定について、特段の理由なく1者から徴取した参考見積書により設定している事例が見られた。

見積書により予定価格を設定する場合には、「入札・契約事務の適正執行について」（令和3年4月1日付け契約課長通知）の中で「1者からの参考見積で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」とされている。

今後は、適正な予定価格の設定のため、参考見積書を2者以上から徴取するよう注意する。

イ 広聴広報課の需用費（印刷製本費）及び委託料の支出に関する事務を調査したところ、広報さがみはらの印刷及び編集業務委託における個人情報の取扱いについて、「個人情報提供申請書 兼 個人情報受領書 兼 個人情報消去・廃棄申請書 兼 個人情報消去・廃棄報告書」を作成し、その別紙「日程表」に個人情報の提供申請日、受領日、廃棄申請日及び廃棄日をあらかじめ記載し、これらの日付の横に発注者及び受注者の担当者が押印することにより、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）第11条（受渡し）及び第12条（個人情報等の返還又は消去等）に定める手続としていた事例が見られた。

しかしながら、この手続からは特記事項に定める発注者による個人情報の受渡しの承認、受注者による個人情報の預り証の提出等が確認できなかった。

また、この手続は、特記事項では発注者及び受注者が行うべきものであるところ、発注者にあつては専決権限のない担当職員が行っており、受注者にあつては代表者から担当者への委任を示す書類が確認できないことから適正とはいえないものとなっていた。

今後は、個人情報の取扱いについて、特記事項に定める手続とするよう注意する。

ウ 基地対策課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、航空機騒音記録計賃貸借（令和元年度更新分）の契約書約款に、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）第30条第8号に規定する履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金及び第12号に規定する契約に関する紛争の解決方法について記載されてい

かった。

今後は、契約書の作成に当たっては契約規則等を確認し、適正に事務を執行するよう注意する。

(2) 市長公室におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適正に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適正に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に

関する契約のうち、施設等管理運営委託料により執行した事業を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査実施課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	D X 推進課 基地対策課 観光・シティプロモーション課

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われ ないリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。 (4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

検査・検収が法令、規則等に基づき行われているか、次の書面等を確認した。

見積書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、再委託の承認に関する書類、個人情報の取扱いに関する書類、業務月報、業務完了報告書、支出命令書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地確認

書面調査及び聞き取り調査を踏まえ、監査対象とした市営上大島キャンプ場及び市営望地弁天キャンプ場の管理運営状況について現地を確認した。

(4) ヒアリング

観光・シティプロモーション課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第1期:市長公室)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 検討すべき事項

観光・シティプロモーション課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、市営上大島キャンプ場及び市営望地弁天キャンプ場の管理運営業務委託において、次のような事例が見られた。

ア 検査・検収について

(ア) ごみ運搬処理業務について、受注者から再委託された廃棄物処理事業者が業務を行っていたが、契約書に規定する発注者の書面による再委託の承諾及び受注者からの再委託先事業者との約定内容の提出が行われていなかった。

(イ) 予約受付業務及び利用受付業務において、再委託先事業者が取得した個人情報に記載された予約受付簿及び利用申請書について、本契約における個人情報の取扱いに関する特記事項第9条に規定する個人情報等の返還又は消去等に関する申請、承認及び報告の手続のないまま、受注者によって契約期間終了後に廃棄処分されていた。

委託業務の履行確認に当たっては、契約書の規定を再確認し、適正な手続により行われるよう検査・検収体制の改善を図りたい。

イ 市営キャンプ場の管理運営形態について

本市の市営キャンプ場は、そのキャンプ場用地を河川管理者である神奈川県から河川法(昭和39年法律第167号)第24条に基づく河川敷地占用許可を受けて設営するもので、施設の設置及びその管理に関する事項は相模原市営キャンプ場管理運営要綱(平成16年7月1日施行。以下「要綱」

という。)によって定め、利用承認等の管理運営に係る業務は、委託業務の受注者(以下「管理受託者」という。)によって包括的に行われている。また、要綱第18条第1項は管理受託者は、キャンプ場利用者の利便性の向上等を目的とする自主事業の実施に際し、キャンプ場利用者より協力金(以下「利用者協力金」という。)を求めることができる旨を規定し、第2項は利用者協力金は管理受託者の収入とし、自主事業の実施にかかる経費にのみ充当する旨を規定している。

しかしながら、現在の要綱による管理は適切ではないと認められるため、次のいずれかの管理運営形態を検討する必要がある。

(ア) 公の施設として管理運営する方法

地方自治法第244条は普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(以下「公の施設」という。)を設ける旨を規定し、第244条の2第1項は公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない旨を規定している。

また、地方自治法第244条の2第3項は普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができる旨を規定し、第8項は指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる旨を規定している。

これを本件についてみると、市営キャンプ場は住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために本市が設ける施設であって、公の施設に該当することから、施設の設置及びその管理に関する事項は、条例によって整理すべきものと認められる。

また、指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるもので、地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に利用の承認を行わせることができるものであるから、要綱に規定する管理受託者が行う利用承認等の管理運営に係る業務は、指定管理者として指定し、管理受託者の収入とする利用者協力金は、指定管理者の収入として収受させる利用料金として条例によって整理する必要がある。

(イ) 河川空間のオープン化により管理運営する方法

既に述べたとおり、本市の市営キャンプ場は、河川法第24条に基づく河川敷地占用許可を受け、設置するものである。

河川敷地の占用許可については、平成23年度の河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達。以下「準則」という。)の一部改正において、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例(以下「河川空間のオープン化」という。)が追加されたことにより、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能となったところである。

準則第22第3項第6号は占用の許可を受けることができる施設(以下「占用施設」という。)としてキャンプ場は、広場やイベント施設等の施設と一体をなす旨を規定し、第4項は占用の許可を受けられることのできる者(以下「占用主体」という。)は、国又は地方公共団体等の公的主体、営業活動を行う事業者等を規定している。また、準則第25第1項は、公的主体が占用主体となる占用にあつては、その占用施設を営業活動を行う事業者等に使用させることができる旨を規定している。

これを本件についてみると、市営上大島キャンプ場及び市営望地弁天キャンプ場はそれぞれキャンプ場施設として占用許可を受けられることから、河川空間のオープン化の活用にあつては、キャンプ場と一体をなす広場やイベント施設等の占用施設の考え方を整理する必要がある。また、市が占用主体となり使用契約を締結し営業活動を行う事業者等に占用施設を使用させる場合にあつても、市が使用させる事業者等の選定及び施設の管理について責任を持つことになる点に留意する必要がある。

今後は、地方自治法や河川法等の関係諸規定を再確認し、住民の福祉の増進や地域の活性化を推進するために、市民にとってより良いキャンプ場となるよう管理運営形態について検討されたい。

(2) 市長公室におけるその他の委託料の支出に係る検査・検収については、契約書等に基づき適正に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査実施課

需用費の施設修繕料及び委託料の維持補修委託料の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査実施課
(1) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	
ア マシン室温度・湿度センサー更新 入替修繕	市長公室 DX推進課
イ マシン室空調機Vベルト取替修繕	
ウ 峯の薬師観光便所修繕	市長公室 観光・シティプロモーション課 財政局 公共建築課
エ 相模川自然の村冷温水発生機(RB- 1-1)冷媒ポンプ交換修繕	市長公室 観光・シティプロモーション課
オ 上大島キャンプ場陥没復旧修繕	
(2) 委託料の維持補修委託料の支出に関する事務	
ア 上大島キャンプ場枯損木伐採作業 委託	市長公室 観光・シティプロモーション課
イ 上大島キャンプ場倒木撤去等作業 委託(令和3年7月対応)	

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 監督業務が適切に行われないリスク	ア 契約の方法、手続は適切か。
(2) 委託料の維持補修委託料の支出に関する事務		イ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。 ウ 委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

仕様書、設計書、見積書、契約書、報告書、検査調書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査対象事務の概要

(1) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務

ア マシン室温度・湿度センサー更新入替修繕

契約金額 198,000円

契約方法 随意契約

検査検収 令和3年10月28日

修繕内容 マシン室温度・湿度センサー更新入替

イ マシン室空調機Vベルト取替修繕

契約金額 77,000円

契約方法 随意契約

検査検収 令和3年10月28日

修繕内容 空調機Vベルト取替

ウ 峯の薬師観光便所修繕

契約金額 6,699,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和3年11月9日から令和4年3月1日まで

修繕内容 建築：トイレブース、出入口扉及び防虫網の新設、内外装及び屋根の塗装、樋の交換等

電気設備：電灯コンセント設備等

機械設備：衛生器具設備、給水設備及び排水設備等

エ 相模川自然の村冷温水発生機（RB-1-1）冷媒ポンプ交換修繕
契約金額 1,793,000円
契約方法 随意契約
契約期間 令和3年12月14日から令和4年3月31日まで
修繕内容 冷温水発生機（RB-1-1）冷媒ポンプ交換

オ 上大島キャンプ場陥没復旧修繕
契約金額 93,500円
契約方法 随意契約
検査検収 令和4年2月18日
修繕内容 陥没復旧

(2) 委託料の維持補修委託料の支出に関する事務

ア 上大島キャンプ場枯損木伐採作業委託
契約金額 402,000円
契約方法 随意契約
契約期間 令和3年9月1日から同月30日まで
委託内容 枯損木伐採

イ 上大島キャンプ場倒木撤去等作業委託（令和3年7月対応）
契約金額 341,000円
契約方法 随意契約
契約期間 令和3年7月1日から同月8日まで
委託内容 倒木撤去

5 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第1期：市長公室)実施計画に基づき監査した限りにおいて、今回の工事監査における修繕等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。